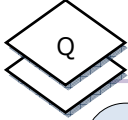




労働相談Q & Aで解決！

労働組合



労働組合を作るにはどのような手続きが必要ですか。

A 労働組合の設立は自由です。設立に関して、許可や届出は不要です。
ただし、労働組合法上の手続きを利用する場合には、労働条件の維持改善、労働者の経済的地位の向上のため活動することを目的に団結することのほか、一定の条件を満たす必要があります。

解説はこちら

- 会社と労働条件に関する交渉を行う場合、個々の労働者が会社と別々に交渉しても、交渉力の強い会社との間では限界があります。そのため、労働者が対等の立場で会社と交渉できるよう、団結し、結成されるのが労働組合です。
- 労働組合の設立に当たっては、行政機関や会社の許可を得る必要はありません。
- 労働組合の一般的な結成の流れは次のとおりです。
 - ①結成準備会の発足
 - ②加入の働きかけ、規約案の作成、大会の準備
 - ③組合結成大会
 - ④組合の公然化（会社に結成を通告）
 - ⑤要求書の提出、団体交渉
- 労働組合には、同一企業の労働者によって組織される「企業別組合」、企業の枠を超えて同一産業に従事する労働者によって組織される「産業別組合」、職種別に組織される「職業別組合」、企業の枠を超え、一定の地域において個人加入を原則として組織される「合同労組」があります。
- 労働組合は労働者が自主的かつ民主的に運営する組織であるため、その運営方針は様々ですが、不当労働行為の救済申立てなど、労働組合法上の手続きを行おうとする場合には、資格審査を受け、一定の条件を満たすことを立証する必要があります。

どうすれば？

- 労働組合の結成方法については、各労働団体にお問い合わせください。
- 不当労働行為の救済申立てや労働組合が法人登記する場合など、労働組合資格審査の手続きが必要なときには、労働委員会事務局に相談してください。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055(223)1827

相談時間 8:30~17:00(土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>